

地域のつながり！ 減量のたのしさ!!

=きしわだ= **推進員だより**

「推進員だより」では岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策などを紹介します。

平成29年(2017年)

第33号

(3月発行)

編集と発行

岸和田市生活環境課

電話072(423)9465

関西国際空港に視察研修に行ってきました

2月7日(火)にバスに乗り関空島内を巡りながら、関空が行っている環境への取り組みを楽しく学ぶ視察に行きました。当日、福祉センター北門付近に集合した31名の参加者が岸和田観光バスに乗り関西国際空港へ向かいました。



関空到着後、通常立ち入ることの出来ない航空保安区域を走り、空港の心臓部ともいえる重要な施設や環境への取り組みに係る施設を車窓より、関空島内見学担当の職員の説明を聞きながら見学しました。



最大の見所「KIXメガソーラー」では降車して、アジア最大級のソーラーパネルを間近でご覧いただきました。「KIXメガソーラー」は長さ1,220m、横84mで、72,000枚のパネルでできています。総出力は約11,600kWp（DC）で年間発電電力量は約12,000,000kWhです。これは一般家庭2,100世帯の一年間の電力に相当するそうです。また関空が使用する電力の全体の7％に当たり、これからの目標は全体の10％にしたいとの事でした。この「KIXメガソーラー」の電力を使用することで、年間4,000 t のCO2の削減につながっています。

滑走路に着陸する飛行機も間近で見ることができました。（とても寒かったです(T_T)）



この特殊排水施設では、関空内の汚れた水を浄化し、空港内のトイレの水や、樹木などの水やり、洗車等に使われているそうです。

関空内のごみ処理施設です。ごみの多くは機内から出るごみで、関空から出るごみは関空で燃やしています。



普段立ち入ることの出来ない関空内をいろいろ見学でき、また関空の行っている環境への取り組みを楽しく学ぶことができました。最後に見学担当の職員の方が、関西国際空港は「環境先進空港」です！と言われていました。先進という意味では、廃棄物減量等推進員の皆様にも地域住民の皆様の先頭に立って、一般廃棄物の分別指導、地域の清潔保持の役割を果たしていただけますようお願い申し上げます。

集団回収での雑がみのリサイクルにご協力をお願いします！

普通ごみの中には、リサイクルできる紙“雑がみ”が多く含まれています。捨てる前にもう一度資源かごみか考えましょう。もやせるごみを減らし、紙のリサイクルを進めるため、雑がみの分別にご協力ください。

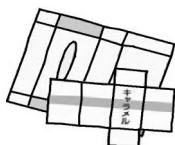
出せるもの



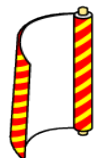
コピー用紙



ティッシュの箱



食品などの箱



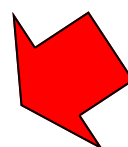
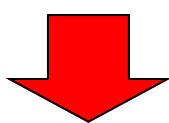
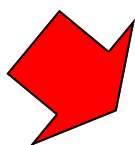
包装紙



トイレットペーパー
やラップの芯



封筒・ハガキなど



出し方

ひもでしぼる



雑誌の間にはさむ



紙製の袋にまとめる



※ 紙箱は、たたんでまとめ、**ビニール**、**金具**などは取り除き、ごみなどを混ぜない。

出してはいけない紙類もの

次の紙類は**普通ごみ**に出してください。



防水加工されたもの、においのついたもの、テープなどの粘着物が付着しているもの、コーティングされたもの、内側がアルミのもの、食べ物や油などで汚れてもの、感熱紙・感光紙(写真紙、FAX用紙など)、写真用インクジェット紙、圧着はがき、カーボン紙・感圧複写紙、紙以外のもので貼り合わせられたもの、水に溶けにくいもの(ティッシュペーパー、キッチンペーパーなど)

※ 集団回収での雑がみの取り扱い実施団体により異なります。

※ 市のホームページでも、「雑がみの分け方出し方」
「集団回収での雑がみ分別一覧表」を掲載しています。

◎ 正しく分別して、はじめて資源として活用できます。ご協力を!!

平成28・29年度廃棄物減量等推進員の変更について

平成28年5月31日に委嘱させていただいた推進員を、町会・自治会役員の交代等の理由により変更する場合は、旧推進員を解職し、町会・自治会より新たに推薦された推進員を委嘱させていただくための手続きが必要となります。その際、新たに委嘱された推進員の任期は前任者の残任期間となります。このような場合が生じた時は生活環境課減量推進担当までご連絡ください。 電話 072-423-9465

○岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第22条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正処理、減量化、地域の清潔保持等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理、減量化、資源化、地域の清潔保持のための市の施策への協力その他の活動を行う

○岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第5条 条例第22条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

平成28年度の推進員活動、お疲れ様でございました。5月の市立産業会館での委嘱式から始まり、7月には地区別にて、10ヶ所の会場で研修会を開催いたしました。2月には関西国際空港が行っている環境への取り組みを学ぶ視察も行き、無事終了いたしました。

また、日頃は地域の埋立ごみ・小さな金属類、刃物類・廃食用油の回収立会い等、家庭から出る一般廃棄物の分別指導ありがとうございました。

平成29年度も市が推進するごみの減量化、資源化施策にご協力いただけますようお願いいたします。

環境部生活環境課